

矢板市あんしん・ささえあいプラン 【第9期計画】

概要版

計画期間 ▶ 令和6年度から令和8年度 【3年間】

本計画は介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、いわゆる団塊ジュニア世代全てが65歳以上となる令和22（2040）年等の将来の姿などを見据え、中長期的な視点で令和6年度から令和8年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

●計画の全体像

本計画の基本理念と基本目標の関係を図に示すと以下のとおりとなります。



基本理念

相互理解と協働による支え合い

安心と豊かさを実現する保健・福祉



地域包括ケアシステムの推進

- 基本目標1 孤立防止と質の高い生活づくり
- 基本目標2 健康づくりと介護予防の充実・推進
- 基本目標3 日常生活支援の充実
- 基本目標4 高齢者等の暮らしを支える地域づくり
- 基本目標5 介護サービスの充実

基本目標
1

孤立防止と質の高い生活づくり

人とのつながりや交流、趣味や生きがいは、うつや閉じこもりを予防し、高齢者が幸せに暮らしていく上で重要な要素であり、心身の健康や介護予防にも密接に関連します。

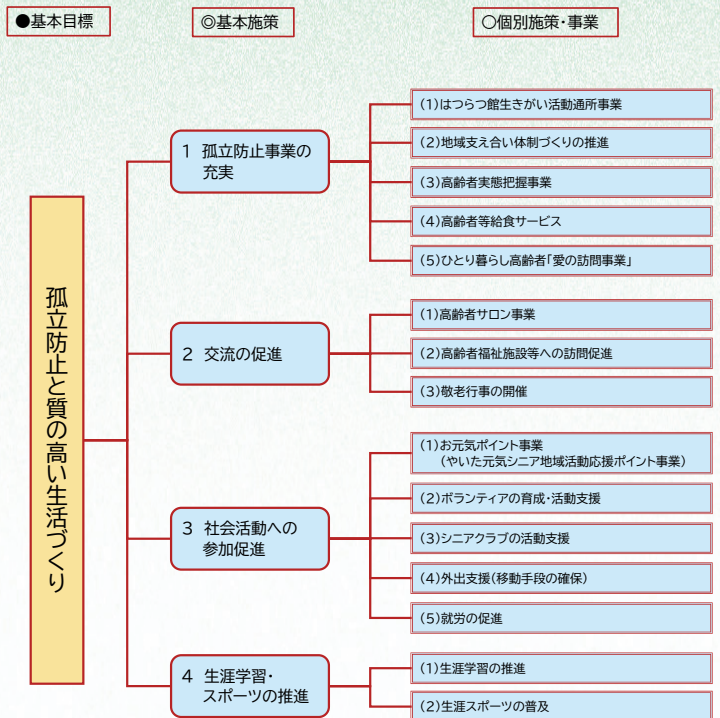
高齢者が、自分の好きなことに取り組んだり、地域社会の他者との関係性の中で自分の役割を持って生活できるよう、社会参加や交流機会の拡充などに取り組んでいきます。

【関連する主な事業】

▶高年齢者サロン事業



高齢者同士の交流のほか、地域内における人とのつながりを確保し、高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくりを行います。このため、きらきらサロンの運営を支援するほか、高齢化率の高い泉地区においては、常設型サロンを設置し、高齢者が自主的に楽しく集う場を提供します。



基本目標
2

健康づくりと介護予防の充実・推進

健康は、いつまでもいきいきと暮らしていくための最も基本的な要件です。また、高齢期の日常生活の不安として、体力の低下、認知症の心配、転倒の不安などが多くなることから、地域の実情を踏まえながら健康づくりと介護予防を一体的に展開していきます。

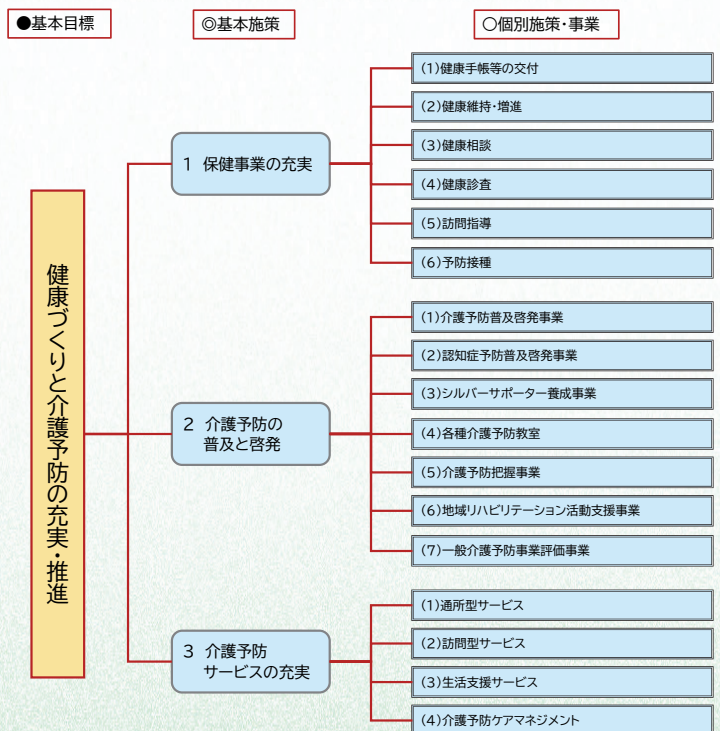
生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取組を促進していくとともに、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

【関連する主な事業】

▶各種介護予防教室



高齢者ができる限り要介護状態にならずに、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるよう、介護予防体操やレクリエーション、専門職による個別の相談等の各種介護予防教室を開催します。



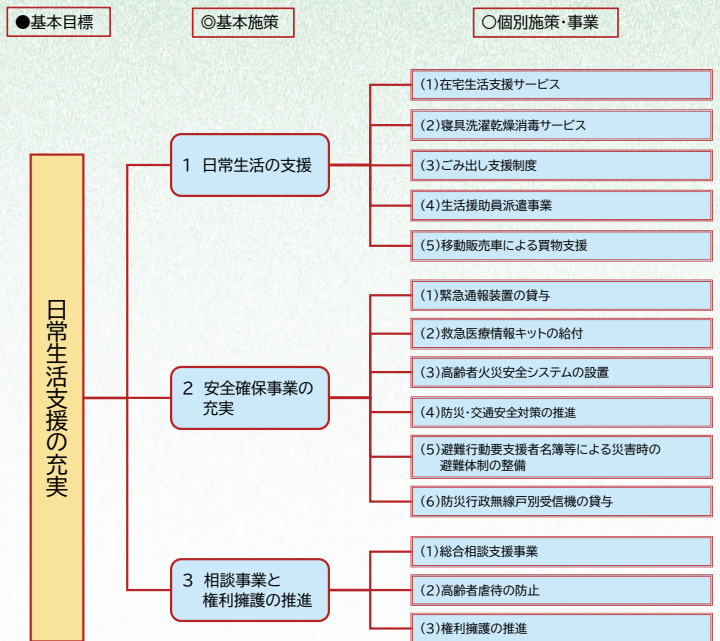
日常生活支援の充実

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、それぞれのニーズに即した生活支援サービスや支援を受けることができる環境が必要です。

支援の入り口となる相談機能の充実を図るため、地域包括支援センターを中核とした身近な地域における総合的な相談支援体制の充実を図ります。日常生活に不便が生じて、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境の充実を図ります。

【関連する主な事業】

▶総合相談支援事業



地域包括支援センターでは、介護保険サービスにとどまらない多様な形態での支援を図るため、以下の支援を行います。

- ①地域における様々な関係者とのネットワークの構築
- ②高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ③情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援

高齢者等の暮らしを支える地域づくり

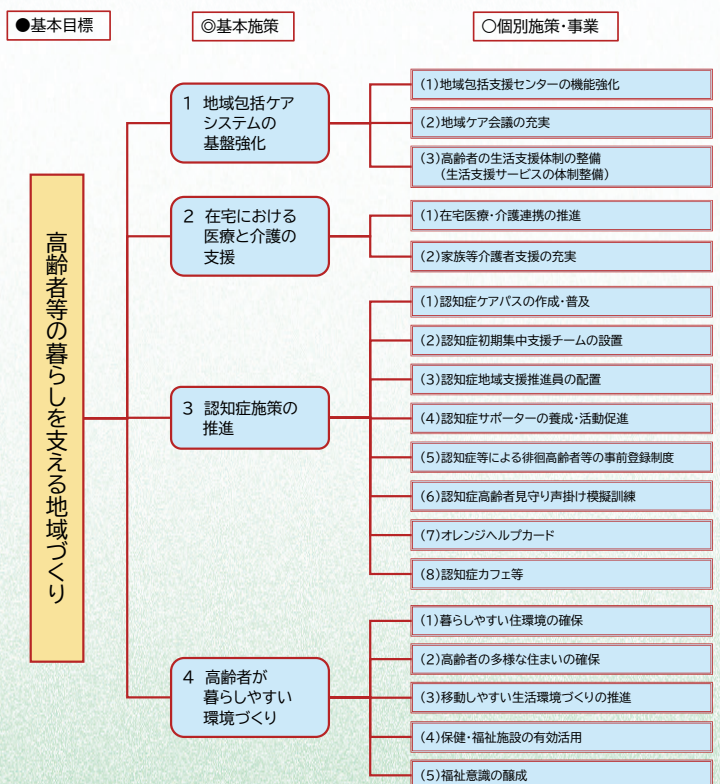
地域において、医療を要する人、認知症の人、介護を要する人など、あらゆる高齢者が住み慣れた地域の生活拠点で安心して暮らしていけるよう、多様なサービスと支援が連動して提供されるケアシステムの基盤強化を図るとともに、地域の住民が高齢者とその家族を支えていく体制整備や、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進します。

また、認知症施策推進大綱を踏まえた、各種認知症施策を推進します。

【関連する主な事業】

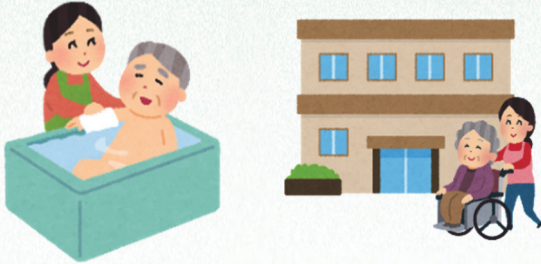
▶認知症サポーターの養成・活動促進

認知症を理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援するための「認知症サポーター」を養成します。また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを構築します。



介護サービスの充実

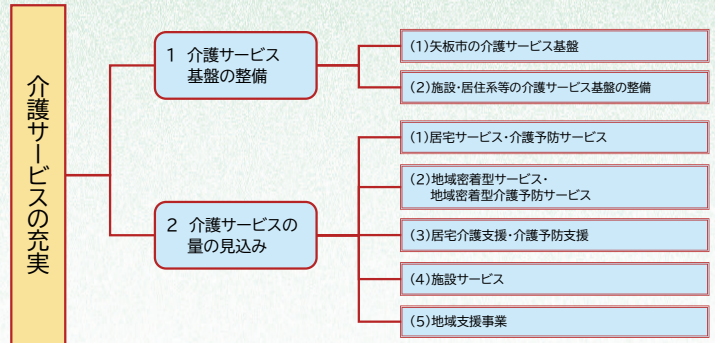
介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要介護者のニーズに対応することができる介護サービス基盤の整備を推進し、必要な介護サービスの確保と質の向上を図ります。



●基本目標

◎基本施策

○個別施策・事業



▼第1号被保険者の介護保険料(所得段階別保険料額【年額】)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額【年額】
第1段階	●生活保護受給者の方	×0.455 (×0.285)※2	30,000円 (18,800円)※2
	●老齢福祉年金受給者の方 ●前年の合計所得金額※1+課税年金収入額が80万円以下の方		
	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方		
第2段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている方	×0.685 (×0.485)※2	45,200円 (32,000円)※2
第3段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている方	×0.69 (×0.685)※2	45,500円 (45,200円)※2
第4段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	×0.90	59,400円
第5段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方	×1.00 (基準額)	66,000円
第6段階	●前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.20	79,200円
第7段階	●前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.30	85,800円
第8段階	●前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.50	99,000円
第9段階	●前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	×1.70	112,200円
第10段階	●前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	×1.90	125,400円
第11段階	●前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	×2.10	138,600円
第12段階	●前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	×2.30	151,800円
第13段階	●前年の合計所得金額が720万円以上の方	×2.40	158,400円

※1. 収入金額から必要経費の相当額を控除した額で、雑損失・純損失の繰越控除前の金額です。

※2. 基準額に対する割合と保険料額の()内は、公費軽減後の数値です。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画 矢板市あんしん・ささえあいプラン【第9期計画】概要版

令和6年3月

編集・発行 矢板市 健康福祉部 高齢対策課

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

TEL 0287-43-3896 FAX 0287-43-5404